

市内の産物を活用した新商品開発を応援します!!

問 商工観光課商工振興係 内線 212

～新たな商品開発に計画的に取り組もうとする市内の事業者の皆さんへ～

松浦市では、国の地方創生推進交付金を活用して、市内で産出される農産物、水産物、鉱石などを原材料とする新たな商品の開発を実施する市内の事業者を支援する補助制度を設けました。

【補助金の交付対象者】

補助金の交付の対象となる人は、新商品の開発を行う製造業事業者等で、次の①～⑤に掲げる事項を全て満たす人です。

- ①平成 29 年 3 月末日までに新商品を開発する人
- ②市内に本拠地を有し、かつ、市内の拠点において事業を実施または予定している人
- ③本市の産物を活用した新商品の製造、販売計画が 5 年以上ある人
- ④商品の認証、認定制度および品評会等に出品する計画がある人
- ⑤市税に滞納がない人

【補助金の対象経費】

1. 新商品技術開発
 - ①新商品技術の研究開発に必要な経費
 - ②新商品開発に必要な研修経費
 - ③その他実施に必要と認められる経費
2. 市場調査、試験販売および商品紹介
 - ①見本市、展示会等の出展に必要な経費
 - ②企業の招へいおよび訪問に必要な経費
 - ③調査等活動に必要な経費
 - ④コンサルタント料に必要な経費
 - ⑤広告宣伝のために必要な経費
 - ⑥パンフレット、チラシ等作成費用、ホームページ開発、作成に必要な経費
 - ⑦その他実施に必要と認められる経費

3. 認証、認定及び表彰取得

- ①認証、認定および表彰取得等に必要な経費
- ②その他実施に必要と認められる経費

【対象外経費】

- ①施設の整備・改良、機械・設備の導入に係る経費
- ②研究開発に直接使用する人件費
- ③新商品を販売するための大量製造に係る経費

【補助限度額、補助率】

補助限度額：400 万円
補助率：10 分の 10 以内

★商品開発までの流れ★



一住宅用火災警報器の定期的な点検を！一

消防だより

【問合せ先】松浦市消防本部 ☎0956-72-1211



定期的なチェックで安全・安心 製品火災をご存じですか？

日常生活の中には、電気用品・燃焼機器・自動車など、多くの製品が使われています。

これらの製品を使用することによって、日常生活が豊かになった反面、製品の不具合や誤った使用による火災が発生しています。

火災危険がある製品などは、インターネットにより、リコール情報や各製造メーカーのホームページで確認することができます。

現在お使いの製品を適切に維持管理し、安全・安心な生活を送れるように、定期的なチェックを心掛けましょう。



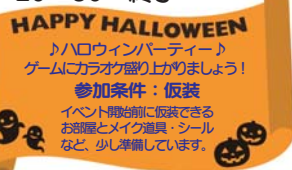
恋の芽



- 日時 10月30日(日)午後5時～
- 場所 志佐町内施設 (参加確定時に施設案内します)
- 参加費 男性 2,500 円 女性 1,500 円
- 対象 20・30・40代 (男性は松浦市内在住・勤務の人)
- 定員 男女各 20 名 (最少催行人数:各5名)
- 申込期限 10月19日(水)

《タイムスケジュール》

- 17:00 開始・自己紹介
- ↓
- 18:00 ビュッフェ (手まり寿司・ローストビーフ)
- ↓
- 19:00 ゲーム・カラオケ
- ↓
- 20:30 終了



問 松浦市婚活支援相談窓口 (政策企画課内) 内線 313



天神書簡 ～福岡事務所便り～



マツウラGO!
松浦市プロモーション
”大量発生中“!

この夏はリオ五輪と「ポケモンGO」で、なにかと寝不足な日々を送られた方も多かったのではないのでしょうか。とりわけポケモンGOはブームもまだまだ冷めやらぬ雰囲気ですね。

さて、そのピカチュウに負けず劣らず、大量発生しているのが、松浦PR合戦です。7月末～8月にかけて、お盆を除く毎週金曜日にはラジオジャック!

福岡市天神のコミュニティラジオ「コミてん」にて15時～、松浦市PRタイムが登場。今春からスタートした「meets! station」

「スタンプラリー」、松浦市ファンクラブ会員およびコミてんリスナーが松浦市内を巡る「meets! まつらツアー」の

紹介など、松浦のおすすめスポットを、まつうら観光物産協会・松浦市福岡事務所スタッフが熱弁いたしました。

このほか日産プリンスとのタイアップ誌、meets! 最新号も同時発刊! ただ今、アクセル全開、松浦市が福岡都市圏に

続々と出陣中です。



meets! 最新号



日産プリンスとのタイアップ誌



「コミてん」生出演の様子

お問い合わせ・ご意見など 松浦市福岡事務所 ☎092-406-2180 Eメール matsuura.f@city.matsuura.lg.jp



消費生活センターだより

☎松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

「お試し」のつもりが定期購入に!

低価格等をうたう広告をうのみにせず、契約の内容をきちんと確認しましょう!

《相談事例》

- ①インターネットでお試し価格 500 円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったのに、また同じ商品が届いた。注文時には気づかなかったが定期購入になっているようだ。仕方なくコンビニで支払った。次回以降は解約したい旨を事業者に連絡したいが、電話が繋がらない。どうすればいいか?
- ②スマートフォンで SNS のサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1 カ月分 2,000 円の「体験版」をクレジット決済で購入した。後日クレジット明細を見ると約 30,000 円の請求になっていた。定期購入になっているようだ。解約したいと思い、業者の連絡先に電話をしたがいつも話中で繋がらない。

《ひとこと助言》

契約内容や解約条件などを確認した上で、契約をするかどうかを慎重に判断することがトラブルにならないためのポイントです。

最近では、「スマートフォンで注文したため小さい文字の表示はよく見えなかった」との事例も見られるので、スマートフォンからの注文の際は特に注意が必要です。

定期購入が条件になっていないかなど、契約の内容の確認・解約の申し出先や方法なども確認しておきましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。